

労働者死傷病報告の電子申請義務化について 周知を実施！

～茨城県内の社会保険労務士を対象に説明～

令和6年 12月 20日

茨城労働局（局長 澤口 浩司）は、令和6年12月20日（金）、ホテルレイクビュー水戸において開催された、茨城県社会保険労務士会の安全衛生関係の研修において、改正労働安全衛生規則について周知を行いました。



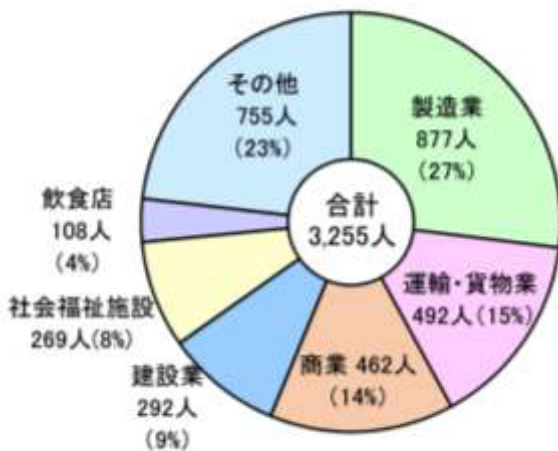
講師の健康安全課職員

研修は、毎年、茨城県社会保険労務士会が会員を対象に実施しているもので、社会保険労務士の資質向上を目的に行っており、約40名の会員が参加しました。今年度は、令和7年1月1日に改正労働安全衛生規則が施行されることから、茨城労働局の健康安全課から職員を派遣し、改正内容である「労働者死傷病報告等の一部の届出について、電子申請での届出が義務化されること」について説明を行いました。説明の中では、厚生労働省で作成した電子申請の方法を支援するサイトについて触れました。

茨城県内における、令和5年の休業4日以上の労働災害の報告件数は、新型コロナウイルス感染症のり患を除き、3255件であり、労働者死傷病報告の届出方法が電子申請義務化となる影響は大きく、出席された会員が真剣に話を聞く様子が見られました。

その後、同会員による電子申請方法の実演が行われ電子申請への理解をより深めました。

令和5年における茨城県内の
休業4日以上の労働災害



令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化されます！



電子申請義務化の特設サイトはこちら

[労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます\(令和7年1月1日施行\) | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

【連絡先】茨城労働局 健康安全課 電話：029-224-6215